

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 23 年 8 月 12 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）パロー守山店 守山市浮気町字中ノ町 300 番 10 ほか 11 筆

2 提出された意見の概要

守山市からの意見

- (1) 平成 22 年 12 月 10 日付け守開第 218 号にて通知した「開発行為事業事前審査結果」に基づいて、守山市の要件を満たしてください。
- (2) 景観計画および景観条例（平成 20 年 6 月 1 日施行）について協議してください（中心商業ゾーン、一般市街地ゾーンおよび沿道景観軸に該当するので、景観形成の方針に沿って設計してください。）。
- (3) 屋外広告物を表示および掲出する場合は、守山市屋外広告物条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づき許可申請してください。
- (4) 野洲川土地改良区と協議してください。
- (5) 北消防署と協議してください。
- (6) 一般廃棄物については、守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例および事業系ごみ減量化・リサイクルマニュアルを遵守し、分別および減量に努めてください。
- (7) 事業系の一般廃棄物の搬出については、市許可業者と契約するか自ら搬出してください。
- (8) ごみ袋については、無色透明袋を使用してください。
- (9) 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例に定める事業系一般廃棄物の保管基準を遵守してください。
- (10) 食品リサイクル法に基づき、生ごみの減量化に努めてください。
- (11) 守山市の生活環境を保全する条例をはじめとする環境関係法令等を遵守し、騒音対策等（来客者車両を含む）、周辺地域の良好な生活環境の保持に努めてください。
- (12) 守山市の生活環境を保全する条例による特定工場に該当する場合は、条例第 47 条に基づき、設置の工事開始の 60 日前までに届出を行ってください。
- (13) 消防協議で、既設消火栓は不要であるが、給水について、協議してください。
- (14) 公共下水道への接続について協議してください。
- (15) 特定施設にあたるため、書類が必要です。
- (16) 受益者負担金の納付について協議してください。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津 3 - 14 - 75

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身 2 - 5 - 22

栗東市環境経済部商工労政課 栗東市安養寺 1 - 13 - 33

(2) 縦覧期間 平成 23 年 8 月 12 日から平成 23 年 9 月 12 日まで